

荒川区一般廃棄物処理基本計画の位置付けについて

1 策定根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」

2 一般廃棄物処理基本計画で定める事項(同法6条第2項)

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 過去の策定経過

- 平成12年3月 清掃事業の都から区への移管に伴い、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を策定
 ・計画期間 平成12年度～平成23年度(12年間)
 ・資源循環型清掃事業の推進
- 平成19年10月 「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を改定
 ・計画期間 平成19年度～平成23年度(5年間)
 ・荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築

4 荒川区一般廃棄物処理基本計画の位置付け

